

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2019/5/13 号 (No. 309)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国家市場監督管理総局、「ネット取引監督管理弁法」で意見募集(国家市場監督管理総局公式サイト 2019年4月30日)

○ 中央政府の動き

1. 習主席：知的財産権保護の国際協力をさらに強化(中国打撃侵権工作網 2019年4月26日)
2. 国家知識産権局、「行政法執行事例指導活動規定」を發布(中国打撃侵権工作網 2019年4月26日)
3. SAMR 張茅局長、WIPO フランシス・ガリ事務局長と会談(国家市場監督管理総局公式サイト 2019年4月24日)

○ 地方政府の動き

1. 「深セン知的財産権発展状況白書」発表、PCT 出願は 15 年連続で国内最多(国家知識産権戦略網 2019年4月26日)
2. 上海知的財産権共同会議弁公室が「2018年知的財産権白書」を発表(国家知識産権網 2019年4月26日)
3. 中国(北京)知的財産権保護センターが稼働開始(国家知識産権網 2019年4月24日)

○ 司法関連の動き

1. 天津第三中級法院と専利審査天津センターが協力協定を締結(中国打撃侵権工作網 2019年4月26日)
2. 2018年、知的財産権侵害などの容疑で 5627 人を逮捕＝最高検(中国保護知識産権網 2019年4月25日)
3. 北京高裁、「商標権利付与・権利確定行政事件審理ガイドライン」を公表(北京法院網 2019年4月24日)
4. 安徽省「知財発展保護白書」、裁判所の認定した賠償額は 69%増(中国保護知識産権網 2019年4月22日)

○ 統計関連

1. CNIPA、PCT 制度の実施状況に関する調査報告書を発表(国家知識産権網 2019年4月26日)

○ その他知財関連

1. 「中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム」が北京で開催(国家知識産権網 2019年4月24日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

- ★★★1. 国家市場監督管理総局、「ネット取引監督管理弁法」で意見募集★★★

電子商取引法の実施徹底とネット取引の規範化、持続的で健全な発展を促進することを狙い、国家市場監督管理総局が現行の「ネット取引管理弁法」を改正する上、「ネット取引監督管理弁法」（意見募集稿）を作成した。同総局はこのほど、一般向け意見募集を行うために、意見募集稿を公表した。意見募集の締切日は5月29日。意見募集稿に関する意見は下記の方法で提出することができる。

▽オンライン提出：

中国政府法制信息网（<http://www.chinalaw.gov.cn>）

国家工商総局公式サイト（<http://www.saic.gov.cn>）

▽電子メール：scswgc@samr.gov.cn

▽書簡：北京市西城区三里河東路8号国家市場監督管理総局網監司（郵便番号：100820）

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2019年4月30日）

[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/wjs/201904/t20190430\\_293337.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/wjs/201904/t20190430_293337.html)

## ○ 中央政府の動き

### ★★★1. 習主席：知的財産権保護の国際協力をさらに強化★★★

4月26日、第2回「一帯一路」国際協力サミットフォーラムの開幕式が北京で行われた。中国の習近平国家主席が開幕式に出席し、基調演説を行った。

習主席は演説で、「中国は、知的財産権保護の国際協力に関する取り組みをさらに強化し、知識の価値を尊重するビジネス環境の構築に力を入れる。知的財産権保護の法律体系を全面的に充実させ、法執行や外国人権利者の合法的権益の保護を強化し、技術移転の強要を根絶し、営業秘密の保護を改善し、侵害行為を法に基づき厳しく取り締まる。優れたイノベーション環境作りを目指し、中国は世界各国と市場化・法治化の原則に基づいて技術交流や協力を推進したい」と語った。

（出典：中国打撃侵権工作網 2019年4月26日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/ywdt/201904/20190400217616.shtml>

### ★★★2. 国家知識産権局、「行政法執行事例指導活動規定」を発布★★★

知的財産権行政法執行に対する指導を強化し、法執行基準の統一化と業務水準の向上を図るため、国家知識産権局はがこのほど、「知的財産権行政法執行事例指導活動に関する規定」を発布し、全国範囲で知的財産権行政法執行に関する事例指導を開始した。

「規定」に知的財産権行政法執行の指導事例の要件、効力、公表機関、選定・審議手続きなどの内容が盛り込まれている。これによると、国家知識産権局が指導事例の選定・公表を担当する。商標、特許、地理的表示、集積回路配置図設計などが含まれ、類似事件の処理において指導的役割を有することが要件とされている。

国家知識産権局は、事例候補の検討、選定を行う事例指導活動委員会を設置する。知的財産権保護司が事例候補の収集、選別などを担当する。また、専門家諮問委員会を設けて、事例指導活動にアドバイスを提供する。

（出典：中国打撃侵権工作網 2019年4月26日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/bmdt/201904/20190400217544.shtml>

### ★★★3. SAMR 張茅局長、WIPO フランス・ガリ事務局長と会談★★★

4月24日、国家市場監督管理総局（SAMR）張茅局長が世界知的所有権機関（WIPO）フランス・ガリ事務局長と会談を行った。ガリ事務局長は第2回「一帯一路」国際協力サミットフォーラムと中国知的財産権宣伝ウィークに出席するために中国を訪れた。

張局長は、中国の知的財産権分野における取り組みと成果を紹介した後、これらの成果にWIPOの支援が必要不可欠で、SAMRとWIPOによる協力事業への注力が功を奏したと言えるとの認識を示した。さ

らに、知的財産権関連の研修、人員交流を引き続き強化し、連絡体制の整備を進め、知的財産権保護と権利侵害摘発で手を携え、新たな進捗を上げるよう努めたいと表明した。

ガリ事務局長は、中国政府が知的財産権の保護で獲得した実績を評価した。また、「WIPOにとって中国は重要な協力パートナーであり、今後も SAMR、国家知識産権局（CNIPA）と引き続き交流、協力を強化したい」と語った。

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2019年4月24日）

[http://samr.saic.gov.cn/xw/zj/201904/t20190424\\_293112.html](http://samr.saic.gov.cn/xw/zj/201904/t20190424_293112.html)

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 「深セン知的財産権発展状況白書」発表、PCT 出願は 15 年連続で国内最多★★★

4月24日に発表された「深セン市 2018 年知的財産権発展状況白書」によると、昨年、深セン市の国内における専利（特許、実用新案、意匠）出願が 22 万 8608 件で、前年に比べて 29.08%増加した。特許協力条約（PCT）に基づく国際出願は 1 万 8081 件に達し、全国の 34.8%を占め、15 年連続で国内最多となっている。

昨年、深セン市の知的財産権創造の数も質も向上し、複数の指標で全国トップレベルに達している。専利登録件数は 14 万 202 件、前年比 48.76%増加し、この中で特許登録件数は 2 万 1309 件、同 12.59%増加した。人口 1 万人あたり特許保有件数は 91.25 件、全国平均（11.5 件）の 7.9 倍であった。華為（ファーウェイ）は PCT 国際出願 5405 件で世界の企業の中でトップに立っている。

知的財産権の保護も強化されている。昨年、深セン市市場监督管理局は「航行護衛」、「雷霆」、「溯源」、「剣網」などの特別行動を実施し、電子証拠の取扱い、専利権侵害判定に関する保護活動規則などを作成した。通年で知的財産権侵害事件 1224 件を摘発し、前年比 36.6%増加した。

（出典：国家知識産権戦略網 2019年4月26日）

<http://www.nipso.cn/oneNews.asp?id=46458>

### ★★★2. 上海知的財産権共同会議弁公室が「2018 年知的財産権白書」を発表★★★

上海市知的財産権共同会議弁公室がこのほど「2018 年上海知的財産権白書」を発表した。

白書は知的財産権の創造、管理、保護、運用、サービスシステム、発展基盤の 6 つの側面から詳細なデータと事例を以て、上海市が昨年進めていた知的財産権事業の進捗状況、成果を説明した。

白書によると、昨年、上海の人口 1 万人あたり特許保有件数が 47.5 件、有効登録商標が 114 万 9300 件、作品著作权登録が 26 万 1642 件にそれぞれ達した。知的財産権に対する行政、司法の保護は強化されている。上海市の各裁判所は昨年、各種類の知的財産権事件 2 万 2984 件を受理し、2 万 2384 件を結審した。この中で、知的財産権侵害に関わった犯罪事件 233 件（容疑者 431 人）が含まれる。公安、知識産権局、版權局、都市管理局、税関などの行政当局は様々な行政法執行、検査を実施し、知的財産権関連の違法事件を多数摘発した。

（出典：国家知識産権網 2019年4月26日）

<http://www.cnipa.gov.cn/dtxx/1138623.htm>

### ★★★3. 中国（北京）知的財産権保護センターが稼働開始★★★

4月23日、中国（北京）知的財産権保護センターの開所式が行われた。国家知識産権局（CNIPA）甘紹寧副局長、北京市人民政府の劉印春副秘書長らが出席した。

同センターは次世代の情報技術とハイエンドの装備製造産業をめぐり、専利（特許、実用新案、意匠）の迅速な予備審査や権利保護、特許ナビゲーション運営などの総合サービスを提供する。保護センターはすでに迅速予備審査対象企業の第一陣登録を完了している。第一陣の対象企業に小米（シャオミ）、北京汽車集團傘下の北汽新能源、シーメンスなどの 554 社が含まれる。試験運営期間中、保

護センターは 47 件の予備審査の出願を受理した。審査に合格した 18 件のうち、9 件はすでに特許授權通知書が発行された。

同センターの設立により、専利出願、料金納付、助成金申請、質権設定契約の届出、早期審査の申請、権利確認・行使など、様々な手続きを一つの窓口でワンストップで行うことができ、業務の効率化と迅速化が期待できる。

(出典：国家知識産権網 2019 年 4 月 24 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1138161.htm>

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 天津第三中級法院と専利審査天津センターが協力協定を締結★★★

4 月 23 日、天津市第三中級人民法院と国家知識産権局・専利局傘下の審査協力天津センターが「知的財産権活動協力枠組み協定」を締結した。双方は同時に知的財産権関連の法律人材育成プログラムを始動した。

天津第三中級法院に設置された天津知識産権法廷は今年 4 月 1 日より知的財産権関連事件の受理を始めた。最高人民法院が定めた管轄範囲によると、同法廷は天津市の専利、植物新品種、集積回路配置図設計、ノウハウ、コンピューターソフトウェア、中国馳名商標認定、独占関連係争などに関わる民事一審事件と行政一審事件を管轄する。客観的で公正な審理を狙い、技術事実調査という難題に対応するために、同法廷は技術調査官制度を導入した。今回締結した協定によると、専利審査天津センターは技術調査官 10 名を天津知識産権法廷に派遣し、知的財産権裁判における技術調査を支援する。

また、全面的な交流、協力を推進することを狙い、天津第三中級法院は「知的財産権法律人材育成実践基地」プログラムを同時に始動した。双方はシンポジウムや交流会などを共催し、審査官の法的素養を向上させる。

(出典：中国打撃侵權工作網 2019 年 4 月 26 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201904/20190400217602.shtml>

### ★★★2. 2018 年、知的財産権侵害などの容疑で 5627 人を逮捕＝最高検★★★

4 月 25 日、最高人民檢察院が記者発表会を開催し、全国の檢察機關による 2018 年の知的財産権侵害犯罪の摘発状況を説明した。昨年、檢察機關は知的財産権侵害関連の犯罪事件 3306 件について容疑者 5627 人を逮捕し、事件数も容疑者数も前年比 31.7%増加した。知的財産権関連犯罪で 4458 事件、容疑者 8325 人について公訴を提起し、それぞれ前年比 21.3%、22.3%増加した。

最高檢察院・第 4 檢察庁の鄭新儉庁長によると、この中で、登録商標盗用などの商標権侵害に関連する犯罪について逮捕したのが 3100 件の 5266 人、起訴したのが 4136 件の 7741 人だった。著作権侵害に関連する犯罪について、逮捕したのが 107 件の 174 人、起訴が 145 件の 304 人で、営業秘密侵害罪は逮捕が 28 件の 53 人、起訴が 27 件の 56 人であった。

鄭庁長はまた、行政機關による知的財産権犯罪事件の適時な移送や、裁判活動に対する檢察機關の監督業務の実施状況などを説明した。

(出典：中国保護知識産権網 2019 年 4 月 25 日)

<http://www.ipr.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jcjg/zgrmjcy/201904/1935474.html>

### ★★★3. 北京高裁、「商標権利付与・権利確定行政事件審理ガイドライン」を公表★★★

4 月 24 日、第 19 回目の「世界知的所有権の日」が到来するにあたり、北京市高級人民法院（高等裁判所）が「商標の権利付与・権利確定行政事件の審理に関するガイドライン」（中、英語版）を公表した。

同「ガイドライン」は「手続き」と「実体」の 2 部分、162 条からなり、現行の法律、司法解釈、指導的判例などを参照にした上、北京市の具体的な司法状況を踏まえてまとめられたものである。

市高級法院・民三庭裁判長助理の潘偉氏によると、「ガイドライン」は主に以下の四つの方面から規定されている。第一に、▽行政手続の主体に関する資格審査、▽審査理由の確定、▽「手続上の瑕疵」と「手続上の違法」の区分け——の3つの面について具体的な規定を明確にし、行政行為をさらに規範化し、審査の効率を向上させる。第二に、商標法に関する法律条項の内容を踏まえて、関連規則を整備させ、商標の使用を促進する。第三に、異なる権利の特徴に基づいて、保護の範囲とルールを合理的に確定する。特に、中国馳名商標と先行著作権に対する保護を強化した。第四に、悪意のある商標登録出願行為に対して取締を強化し、健全な市場競争環境を守る。

(出典：北京法院網 2019年4月24日)

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2019/04/id/3850719.shtml>

#### ★★★4. 安徽省「知財発展保護白書」、裁判所の認定した賠償額は69%増★★★

4月20日に開催された中国科技大学・知的財産権サミットフォーラムで、安徽省初の知的財産権発展と保護に関する白書が発表された。

この「白書」によると、昨年、安徽省の専利（特許、実用新案、意匠）出願は20万7428件に達し、前年比17.9%増加した。各裁判所が受理した知的財産権民事事件は7069件、同14.92%増加した。知的財産権保護意識の向上に伴い、知的財産権訴訟の賠償額も上昇しつつある。昨年、安徽省の知的財産権一審事件の賠償額は前年の1件あたり平均2万4368元から4万1204元に増加し、増加幅は69.09%に達する。1事件につき裁判所が認定した最高の賠償額は4000万円を超えるという。

当日に開催された中国科技大学・知的財産権サミットフォーラムにおいて、各国からの専門家は知的財産権に関する国際事務、金融生態チェーンなどのホットな課題を巡って交流を行った。

(出典：中国保護知識産権網 2019年4月22日)

<http://www.ipr.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/201904/1935278.html>

### ○ 統計関連

#### ★★★1. CNIPA、PCT制度の実施状況に関する調査報告書を発表★★★

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度の活用状況とユーザーのニーズを把握するため、国家知識産権局（CNIPA）がこのほど、PCT制度に関する調査を実施した。

調査はビッグデータ分析を通して、PCT制度の中国における実施状況と中国人による出願の国内段階移行時の基本状況を客観的に反映している。

報告書によると、2018年、中国の出願人によるPCT出願は5万3345件で世界2位であった。2013年から2017年、中国人によるPCT出願は2桁の成長率を維持してきたが、2018年はやや減速して9.1%だった。地域別では、依然として広東、北京、江蘇に集中しているものの（全国の76.9%）、湖北省からの出願件数が急激に伸びており、2017年の出願件数は2013年の6.7倍であった。

技術分野別では、中国はデジタル通信、コンピュータ技術、電気機械分野のPCT出願が常に上位3位にあり、自動制御と運送技術分野の伸びが最も速く、2017年はそれぞれ2013年の6.2倍と4.6倍となった。各国の国内段階への移行に際して、中国からの出願の多くは米国、欧州、日本、韓国を目標国としており、技術分野は光学、半導体、視聴覚技術、デジタル通信、コンピュータ技術などに集中している。

(出典：国家知識産権網 2019年4月26日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1138669.htm>

### ○ その他知財関連

#### ★★★1. 「中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム」が北京で開催★★★

4月24日、「知的財産権の保護強化と高品質な発展の促進」をテーマにした「2019年中国知的財産権保護ハイレベルフォーラム」が北京で開催された。開幕式には中国国家知識産権局（CNIPA）申長兩局長、世界知的所有権機関（WIPO）フランシス・ガリ事務局長が出席し、基調演説を行なった。

同フォーラムは、中国知識産権報社とWIPO中国事務所の共同主催により開催され、全国知的財産権宣伝ウィークのイベントの一つとして、国内外から大きな注目を集めている。

今回フォーラムにおいて、メインフォーラムのほか、6つのテーマフォーラムが設けられ、地理的標識保護や権利登録審査、人工知能、スポーツ産業など多くのホットな話題について議論が交わされた。中国における知的財産権の保護活動で直面する新たな情勢と課題について、国内外からの専門家70人余りが講演した。

（出典：国家知識産権網 2019年4月24日）

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1138326.htm>

---

#### 【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

---

#### 【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

#### 【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

#### 【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

#### 【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

#### 【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部